

○江田島市企業立地奨励条例

平成16年11月1日

条例第149号

改正 平成25年6月18日条例第27号

平成25年12月11日条例第42号

平成26年2月28日条例第11号

平成28年2月26日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、市内において産業施設等を新設し、又は増設する者に対し、所要の奨励措置を講ずることにより、市産業の振興と雇用機会の拡大を図り、もって市経済の発展と市民生活の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業施設等 市の産業の振興に寄与すると認められる事業の用に供する施設等をいう。ただし、風俗営業又は性風俗関連特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項及び第5項に規定するものをいう。)の用に供する施設を除く。
- (2) 新設 市内に既存の産業施設等を有しない者が新たに市内に産業施設等を設置する場合又は市内に既存の産業施設等を有する者が既存の産業施設等を廃止して新たに市内に独立した産業施設等を設置する場合
- (3) 増設 市内に既存の産業施設等を有する者が当該産業施設等の規模を拡張するため、当該産業施設等に隣接して、又は市内の他の場所へ新たに産業施設等を設置することをいう。ただし、産業施設等の改築、敷地の拡張並びに償却資産の購入、改造及び補修を除く。

(4) 新規雇用者 新設し，又は増設した産業施設等の操業開始に伴い，新規に常勤の従業員として雇用された者で，当該産業施設等に専従する者（増設の場合は，従前の従業員数の増員となる者に限る。）をいう。ただし，同一企業，関連企業等から市内に配置替えになった者，代表権を有する役員及び監査役を除く。

(5) 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号から第4号までに規定する土地，家屋及び償却資産をいう。

(6) 固定資産税評価額 固定資産に課される固定資産税の地方税法第1条第1項第6号に規定する納税通知書に記載される課税標準額をいう。

（奨励事業者の指定）

第3条 市長は，市内に産業施設等を新設し，又は増設する者のうち，第1条に規定する目的に適合し，かつ，次条に規定する基準に適合する事業者を，奨励事業者として指定するものとする。

2 前項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は，規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

（指定の基準）

第4条 指定の基準は，産業施設等を新設し，又は増設する事業者であって，次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし，宿泊施設にあっては，新規雇用者数は問わない。

(1) 当該産業施設等に対する投下固定資産総額が3,000万円以上であること。

(2) 新規雇用者の数が3人以上であること。

(3) 5年以上事業を継続すること。

（奨励措置及び奨励金の申請）

第5条 市長は，指定をした事業者（以下「奨励事業者」という。）に対して，奨励措置として次に掲げる奨励金（以下「奨励金」と

いう。)を予算の範囲内で交付することができる。

- (1) 企業立地奨励金
- (2) 新規雇用奨励金
- (3) 施設整備奨励金
- (4) 土地取得奨励金

2 前項の規定による奨励金の交付を受けようとする奨励事業者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金の額)

第6条 企業立地奨励金の額は、奨励事業者が新設し、又は増設した産業施設等(増設の場合は、当該増設部分の産業施設等とする。以下同じ。)が操業を開始した日以降において、事業の用に供している産業施設等の固定資産税相当額とし、5年間に限り交付する。ただし、江田島市固定資産税の課税免除等に関する条例(平成16年江田島市条例第45号)第2条に規定する固定資産税の課税免除等の適用を受ける資格を有する者は、当該課税免除等となる税額相当額を減額して交付する。

2 新規雇用奨励金の額は、新設し、又は増設した産業施設等の操業開始に伴い、新規に雇用した常勤の従業員のうち、当該産業施設等の操業を開始した日から1年経過後の最初の1月1日現在において1年以上継続して雇用しているものであって、同日現在において6月以上市内に住所を有する者の人数に50万円を乗じて得た額で2,500万円を上限額として1回に限り交付する。ただし、同一世帯における家族従業員に対しては交付しない。

3 施設整備奨励金の額は、新設し、又は増設した産業施設等の施設整備に要した投下固定資産の固定資産税評価額から当該産業施設等を新設し、又は増設するために取得した土地の固定資産税評価額を減じた額に100分の5を乗じて得た額で、500万円を上限額として1回に限り交付する。

4 土地取得奨励金の額は、産業施設等を新設し、又は増設するた

めに取得した当該産業施設等の事業の用に供する土地の面積が1,000m²を超えた場合において、当該土地の固定資産税評価額に100分の5を乗じて得た額で、1,000万円を上限額として1回に限り交付する。ただし、当該取得した日から起算して3年を経過した日までに操業を開始するものを対象とする。

(届出)

第7条 奨励事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則の定めるところにより遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 産業施設等の新設又は増設に係る計画を変更したとき。
- (2) 産業施設等の新設又は増設に係る工事を完了したとき。
- (3) 新設し、又は増設した産業施設等の操業を開始したとき。
- (4) 産業施設等の新設又は増設に係る工事を休止し、又は廃止したとき。
- (5) 産業施設等の操業を休止し、又は廃止したとき。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 第4条の指定基準に適合しなくなったとき。ただし、指定基準の新規雇用者3人以上の基準については、新規雇用奨励金を既に交付している場合を除く。
- (2) 前条の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 産業施設等の新設又は増設に係る工事を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 産業施設等の操業を休止し、又は廃止したとき。
- (5) 産業施設等をその事業以外の用途に供したとき。
- (6) 虚偽の申請その他不正の手段によって指定を受けたとき。
- (7) 納期限内に市税等市に対する納付金を完納しないとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例に基づ

く規則に違反する行為があったとき。

2 前項の規定により奨励金の返還を命じられた者は、市長の定める期限内に当該奨励金を返還しなければならない。

(指定の継続)

第9条 奨励事業者に相続又は合併等があったときは、新設又は増設に係る産業施設等の承継者は、規則の定めるところにより事業を承継した日から1箇月以内に、市長にその旨を届け出て、引き続き奨励事業者として指定を受けることができる。

(公害防止対策等)

第10条 奨励事業者は、産業施設等を新設し、又は増設するときは、事前に市長と協議の上、公害防止対策及び環境保全対策を講じなければならない。

(調査及び報告の徴収)

第11条 市長は、奨励事業者に対し、産業施設等の事業計画及び事業内容等について調査し、報告を求め、又はこの条例の施行に必要な範囲内で指示することができる。

(便宜の供与)

第12条 市長は、市内に産業施設等を新設し、又は増設する者に対して、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 企業立地に関する情報及び資料の提供

(2) 従業員の確保に関する協力

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(適用除外)

第13条 指定を申請した者が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の関係者(以下「暴力団関係者」という。)である場合及び法人である当該申請者の役員が暴力団関係者である場合並びに暴力団関係者が当該申請者の経営に事実上参加していると認められるときは、この条例の規定は適用しない。

2 前項の暴力団関係者の認定等に関しては、市長が別に定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大柿町企業立地奨励条例(平成5年大柿町条例第7号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年6月18日条例第27号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年12月11日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年2月28日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月26日条例第10号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 平成28年4月1日までに、改正前の江田島市企業立地奨励条例の規定により指定を受けた奨励事業者については、なお従前の例による。

(新規雇用奨励金の特例)

第3条 広島県中山間地域雇用奨励事業補助金交付要綱(平成27

年4月1日制定)の適用期間に限り、改正後の江田島市企業立地奨励条例第6条第2項本文中「50万円」とあるのは「100万円」と、「2,500万円」とあるのは「5,000万円」と読み替えて適用する。